

国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の
改正

国際通貨基金の投資権限を拡大するための国際通貨基金協定の改正

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

1 第十二条第六項(f)(iii)を次のように改める。

(iii) 基金は、総投票権数の七十パーセントの多数により基金が採択する規則及び細則に従い、投資勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる。この(iii)の規定に従って採択される規則及び細則は、(vii)から(ix)までの規定に合致するものでなければならぬ。

2 第十二条第六項(f)(vi)を次のように改める。

(vi) 投資勘定は、基金が清算される場合に終了する。もつとも、基金の清算に先立ち、総投票権数の七十パーセントの多数により、投資勘定を終了させ又は投資の額を削減することができる。

3 第五条第十二項(h)を次のように改める。

(h) 基金は、(f)に規定する利用が行われるまでの間は、総投票権数の七十パーセントの多数により基金

が採択する規則及び細則に従い、特別支払勘定において保有する加盟国の通貨を基金が決定する投資のために使用することができる。投資による収入及び(f)(ii)の規定に基づいて受領する利子は、特別支払勘定に繰り入れる。

4 第五条第十二項に次のように加える。

- (k) 基金がこの協定の第二次改正の日の後に取得した金を(c)の規定に基づいて売却する場合には、金の取得価格に等しい収益の額については一般資金勘定に繰り入れ、これを超過する収益の額については第十二条第六項(f)の規定に基づく利用のために投資勘定に繰り入れる。基金がこの協定の第二次改正の日の後に取得した金が、二千八年四月七日後であつてこの(k)の規定の効力発生の日より前に売却された場合には、この(k)の規定が効力を生じたときに、第十二条第六項(f)(ii)に規定する制限にかかわらず、基金は、そのような売却による収益の額から、(i)売却された金の取得価格及び(ii)当該取得価格を超える収益のうちこの(k)の規定の効力発生の日より前に既に投資勘定に繰り入れられた額を控除した額に等しい額を一般資金勘定から投資勘定に繰り入れる。